

防府市防災対策庁内推進会議設置要綱

平成25年4月25日制定

(設置)

第1条 防府市地域防災計画（以下「防災計画」という。）の見直しに伴う防災対策にかかる庁内体制の整備及び推進を図るため、防府市防災対策庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策における業務の洗い出し及び担当部署の明確化
- (2) 前号に掲げるもののほか、推進会議が防災対策の実効性の確保に関し必要と認めた事項

(組織等)

第3条 推進会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 会長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、危機管理監の職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、推進会議の事務を総括し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 第2条各号に掲げる所掌事務について必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき部会員は、職員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長の指名する部会員がこれに当たる。
- 4 部会長及び副部会長は、部会の経過について推進会議に出席し、報告するものとする。

(庶務)

第7条 推進会議及び部会の庶務は、総務部において処理する。ただし、部会について別に定める場合は、この限りでない

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第 3 条関係）

副市長、教育長、上下水道事業管理者、総務部長、危機管理監、
総合政策部長、文化スポーツ観光交流部長、生活環境部長、福祉部長、
保健こども部長、産業振興部長、土木都市建設部長、会計管理者、
議会事務局長、消防長、教育部長